

高速乗合バス 交替運転者の配置基準(解説)



国土交通省自動車局

第二版
平成25年6月7日

高速乗合バスの安全を確保するため、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」が一部改正され、その中で「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」が策定されています。

本解説書では、交替運転者の配置基準の詳細を解説したものです。解説書では、

1. 基準概要	2
2. 昼間・夜間、一運行、1日の考え方	3
3. 距離による基準の考え方	5
4. 運転時間による基準の考え方	9
5. 連続運転時間・休憩の考え方	11
6. 連続乗務回数の考え方	15
7. 乗務途中の体調報告・デジタル式運行記録計による運行管理	16

について、それぞれの基準の要点を纏めております。

さらに、本基準に加え、引き続き、「勤務時間等基準告示」※¹を遵守する必要があります。

勤務時間等基準告示については、厚生労働省が発行している「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-11.pdf>)においてポイントが記載されております※²ので、併せてそちらをご確認下さい。

本基準は、生理学的な観点から最低限の基準として設定するものであり、これまで実施されている各事業者による安全対策が後退することがないようにお取りはからい下さい。

※¹ 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1675号）をいいます。

※² 勤務時間等基準告示は、労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）（改善基準告示）を引用しております。